

No	335	事務事業評価票		所管部長等名	建設部長 船藏 満彦				
				所管課・係名	建築指導課 指導係				
				課長名	羽多野 俊光				
評価対象年度	平成 24 年度			(Plan) 事務事業の計画					
事務事業名	民間建築物耐震化促進事業			会計区分	一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	07	—	01	—	02
				事業コード(大-中-小)	03	—	12	—	10
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	第3章 安全で快適に暮らせるまち							
	施策の大綱(節)【政策】	うるおいのある快適なまちづくり							
	施策の展開(項)【施策】	安心で快適な住環境の形成							
	具体的な施策と内容	耐震化の推進及び建築物の安全対策							
事務事業の目的	民間建築物の耐震化を支援することにより、既存建築物の耐震化を促進させ、安全で安心なまちづくりをめざす。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	耐震性が低いとされている昭和56年以前に着工した戸建木造住宅及び大地震の際に倒壊により道路を閉塞させるおそれのある緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断を行う建築物の所有者に対し、その診断費用の一部を助成するもの。								
根拠法令、要綱等	建築物の耐震改修の促進に関する法律、八代市民間建築物耐震化促進事業補助金交付要領								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託		全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)	義務である ● 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成20年度			終了年度	未定			

(Do) 事務事業の実施										
評価対象年度の事業の内容										
対象 (誰・何を)					内容 (手段、方法等)					
昭和56年以前に着工した戸建木造住宅及び緊急輸送道路沿道建築物					・戸建木造住宅及び緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断に要する費用に対して助成を行う。 ・戸建木造住宅の補助率は、2/3(国1/3、市1/3)。補助の限度額は8.6万円とする。(補助対象事業費限度額13万円) ・緊急輸送道路沿道建築物の補助率は、2/3(国1/3、県1/6、市1/6)。補助の限度額は60万円とする。(補助対象事業費限度額90万円)					
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)										
事業の広報、周知を行い、建築物の耐震化に対する理解を深め、民間建築物の耐震化を支援することにより、既存建築物の耐震化を促進させ、安全で安心なまちの形成を図る。										
事業開始時点からこれまでの状況変化等										
平成19年度に作成した「八代市建築物耐震改修促進計画」に基づき、民間建築物の耐震化を促進するために平成20年度から実施している事業である。平成20年度から平成24年度までの5年間で戸建木造住宅の耐震診断実績は22件である。耐震化に対する市民意識は、東日本大震災発生の際は一時的に高まったが、依然として地震防災対策に関する意識は低い状態である。平成25年度からは、耐震診断に加えて耐震改修に要する費用の一部を助成する事業を実施する。										
コスト推移					24年度決算	25年度予算	26年度見込	27年度見込	28年度見込	
総事業費 (単位:円)					408,000	2,870,000	2,870,000	2,870,000	2,870,000	
事業費(直接経費) (単位:円)					268,000	2,660,000	2,660,000	2,660,000	2,660,000	
財源内訳	国県支出金				134,000	1,480,000	1,480,000	1,480,000	1,480,000	
	地方債				0	0	0	0	0	
	その他特定財源				0	0	0	0	0	
	一般財源				134,000	1,180,000	1,180,000	1,180,000	1,180,000	
人件費					24年度	25年度見込	26年度見込	27年度見込	28年度見込	
概算人件費(正規職員) (単位:円)					140,000	210,000	210,000	210,000	210,000	
正規職員従事者数 (単位:人)					0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	
臨時職員等従事者数 (単位:人)					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の活動量・実績の数値化	指標名				単位	24年度実績	25年度見込	26年度計画	27年度計画	28年度計画
	①	事業利用案内のダイレクトメール発送件数			件	1032	296	300	300	300
	②									
	③									
<記述欄>※数値化できない場合										

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名		指標設定の考え方	単位	24年度実績	25年度見込	26年度計画	27年度計画	28年度計画
	①	事業の実施件数	耐震診断・改修を実施した建築物の件数を指標として設定した。	件	4	10	10	10	10
	②	建築物の耐震に関する相談、協議件数	事業の広報、周知の効果として事業利用のための相談、協議件数を指標として設定した。	件	16	20	20	20	20
	③								
〈記述欄〉※数値化できない場合									

(Check) 事務事業の自己評価					
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	A 結びつく B 一部結びつく C 結びつかない	A	(現状分析等) 耐震改修促進法第3条第2項に「国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。」とあり、住民に最も身近な存在の行政として民間建築物に対してできる限り支援する観点から、国や県の補助事業等の制度の窓口として地域の実情に応じた耐震診断及び耐震改修の促進のための施策を講じることが重要な役割である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	A 薄れていない B 少し薄れている C 薄れている	A	
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	A 妥当である B あまり妥当でない C 妥当でない	A	
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	A 順調である B あまり順調ではない C 順調ではない	B	
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	B	
実施方法の効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	A できない B 検討の余地あり C 可能である	A	(現状分析等) 補助基本額及び負担率は国の要綱に基づき算定しており、受益者負担としては適正と思われる。市の事業で他に類似事業はなく、耐震診断は、建物の所有者の耐震化に対する認識を高め安全対策をとるための重要な方策である。 なお、事務手続きについては、ある程度定型化していることから非常勤職員等による対応も可能と思われるが、件数が少ないこと、申請件数が不確定であることから、専任はなじまないと思われる。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	A できない B 検討の余地あり C 可能である	A	
	③	【人件費の見直し】 非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費の削減は可能ですか	A できない B 検討の余地あり C 可能である	B	
	④	【受益者負担の適正化】 受益者負担に見直しの余地はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	A	

(Action) 事務事業の方向性と改革改善	
今後の方向性 (該当欄を選択)	<p>不要(廃止)</p> <p>民間実施</p> <p>市による(民間委託の拡大・市民等との協働等)</p> <p>● 市による実施(要改善)</p> <p>市による実施(現行どおり)</p> <p>市による実施(規模拡充)</p>
	(今後の方向性の理由) 耐震化を促進する上で不可欠な耐震診断の有効性について、市民や建築関係団体に対し、事業の一層の周知を図る必要がある。 また、耐震化を促進するためには、耐震改修を実施することが本来の目的であることから、平成25年度からは耐震改修についても、その費用の一部を助成する。
改革改善内容	<p>今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 市報やホームページ等の掲載回数を増やし、市民への事業の周知を強化する。 現在行っているダイレクトメールによる案内については、耐震診断の内容と合わせて診断費用、改修費用等の情報提供を行い、利用者にとつて取り組みやすい事業となるよう努める。 事業利用者の経済的負担を軽減するため、補助率のかさ上げについて、国・県への要望を行っていく。

改革改善による期待成果			
成果		コスト	
		削減	維持
		増加	●
	向上		
	維持		
	低下		
外部評価の実施		有：外部評価(市民事業仕分け)	実施年度 平成23年度
決算審査特別委員会における意見等		(委員からの意見等) 特になし	

No	329	事務事業評価票		所管部長等名	建設部長 船藏 満彦				
				所管課・係名	建築指導課 指導係				
				課長名	羽多野 俊光				
評価対象年度	平成 24 年度			(Plan) 事務事業の計画					
事務事業名	老朽危険空き家等除却促進事業			会計区分	一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	07	—	01	—	02
				事業コード(大-中-小)	03	—	12	—	03
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	第3章 安全で快適に暮らせるまち							
	施策の大綱(節)【政策】	うるおいのある快適なまちづくり							
	施策の展開(項)【施策】	安心で快適な住環境の形成							
	具体的な施策と内容	住環境の整備							
事務事業の目的	老朽化し危険な状態で放置された「老朽危険空き家」の除却を支援することにより、市民生活の安全及び安心並びに生活環境の保全及び改善を図る。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	地域の生活環境及び周辺住民に危険、不安等の影響を与えている老朽化し危険な状態で放置された「老朽危険空き家」の除却を行う者に対し、その除却費用の一部を助成する。								
根拠法令、要綱等	八代市老朽危険空き家等除却推進事業補助金交付要領								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託		全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)	義務である ● 義務ではない	
事業期間	開始年度	平成24年度			終了年度	未定			

(Do) 事務事業の実施										
評価対象年度の事業の内容										
対象 (誰・何を)					内容 (手段、方法等)					
老朽危険空き家の除却を行う者					<ul style="list-style-type: none"> 老朽危険空き家の除却費用に対して助成を行う。 補助率は、2/3(国1/3、市1/3)。補助の限度額は、60万円とする。 					
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)										
老朽化し危険な状態で放置された「老朽危険空き家」の除却を支援することにより、地域の生活環境及び周辺住民の危険、不安等の解消し、住環境の整備を図る。										
事業開始時点からこれまでの状況変化等										
平成24年度から開始した事業であり、募集予定戸数10戸に対し、24件の事前調査申込があり、そのうち14戸が当事業を利用して除却を行った。平成25年度は40戸の募集予定に対し、7月31日現在で43件の事前調査申込を受け付けている。										
コスト推移					24年度決算	25年度予算	26年度見込	27年度見込	28年度見込	
総事業費 (単位:円)					6,419,000	25,540,000	19,540,000	19,540,000	19,540,000	
事業費(直接経費) (単位:円)					5,999,000	24,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	
財源内訳	国県支出金				2,997,000	12,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	
	地方債				0	0	0	0	0	
	その他特定財源				0	0	0	0	0	
	一般財源				3,002,000	12,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	
人件費					24年度	25年度見込	26年度見込	27年度見込	28年度見込	
概算人件費(正規職員) (単位:円)					420,000	1,540,000	1,540,000	1,540,000	1,540,000	
正規職員従事者数 (単位:人)					0.06	0.22	0.22	0.22	0.22	
臨時職員等従事者数 (単位:人)					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の活動量・実績の数値化	指標名				単位	24年度実績	25年度見込	26年度計画	27年度計画	28年度計画
	①	老朽危険空き家除却実施件数			件	14	40	30	30	30
	②									
	③									
<記述欄>※数値化できない場合										

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名		指標設定の考え方	単位	24年度実績	25年度見込	26年度計画	27年度計画	28年度計画
	①	老朽危険空き家に関する苦情、相談件数	老朽危険空き家が除却され、地域の生活環境や周辺住民に危険、不安等が解消された指標として設定した。	件	71	50	40	30	30
	②								
	③								
〈記述欄〉※数値化できない場合									

(Check) 事務事業の自己評価					
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	A 結びつく B 一部結びつく C 結びつかない	A	(現状分析等) 近年、空き家問題が防災、防犯の面から全国規模で深刻化している。本市においても老朽化し危険な状態で放置された「老朽危険空き家」に対する苦情、相談が多数寄せられており、市民ニーズは高い。本事業の役割は重要であると判断され「安心して快適な住環境の形成」につながる仕組みとして実施する妥当性が高い。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	A 薄れていない B 少し薄れている C 薄れている	A	
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	A 妥当である B あまり妥当でない C 妥当でない	A	
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	A 順調である B あまり順調ではない C 順調ではない	A	(現状分析等) 平成24年度から開始した事業であり、予定戸数10戸に対し、14戸除却できたことから、当初の目的は達成できたと思われる。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	A	
実施方法の効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	A できない B 検討の余地あり C 可能である	A	(現状分析等) 他に類似事業は無く、事業の実施に必要なコストも1件当たり0.22人未満であり、非常勤職員等による対応などの必要性はないと思われる。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	A できない B 検討の余地あり C 可能である	A	
	③	【人件費の見直し】 非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費の削減は可能ですか	A できない B 検討の余地あり C 可能である	A	
	④	【受益者負担の適正化】 受益者負担に見直しの余地はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	A	

(Action) 事務事業の方向性と改革改善	
今後の方向性 (該当欄を選択)	<p>不要(廃止)</p> <p>民間実施</p> <p>市による(民間委託の拡大・市民等との協働等)</p> <p>市による実施(要改善)</p> <p>● 市による実施(現行どおり)</p> <p>市による実施(規模拡充)</p>
改革改善内容	<p>(今後の方向性の理由)</p> <p>平成24年度から開始した事業であり、予定戸数10戸に対し、24件の事前調査申込、14戸の除却ができたことから、当初の目的は達成されたと思われる。事業を開始して判明した問題点や改善点を洗い出し、利用しやすい事業にするための検討が必要であるが、事業開始から1年しか経過しておらず、期間的に短いことから、今後の事業利用状況の推移を観察していく。</p> <p>今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果</p> <p>今後の取り組みとしては、対象となる建築物や補助金限度額など事業内容の検討を行い、事業の目的が達せられるよう努めたい。</p>

改革改善による期待成果							
成果		コスト		外部評価の実施	無	実施年度	
		削減	維持				増加
	向上						
	維持	●		決算審査特別委員会における意見等	(委員からの意見等)	特になし	
	低下						

No	328	事務事業評価票		所管部長等名	建設部長 船藏 満彦				
				所管課・係名	建築指導課 指導係				
				課長名	羽多野 俊光				
評価対象年度	平成 24 年度			(Plan) 事務事業の計画					
事務事業名	ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業			会計区分	一般会計				
				款項目コード(款-項-目)	07	—	01	—	02
				事業コード(大-中-小)	03	—	12	—	02
施策の体系 (八代市総合計画に おける位置づけ)	基本目標(章)	第3章 安全で快適に暮らせるまち							
	施策の大綱(節)【政策】	うるおいのある快適なまちづくり							
	施策の展開(項)【施策】	安心で快適な住環境の形成							
	具体的な施策と内容	住環境の整備							
事務事業の目的	公共性の高い民間建築物のバリアフリー化を支援することにより、高齢者や障害者をはじめ、誰もが利用しやすい建築物の普及を図る。								
事務事業の概要 (全体事業の内容)	バリアフリー化のための改修工事を実施する公共性の高い民間建築物に対し、その整備費用の一部を助成することにより、高齢者や障害者をはじめ、誰もが利用しやすい建築物の整備を促進する。								
根拠法令、要綱等	バリアフリー法、熊本県やさしいまちづくり条例、八代市ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要領								
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営		一部委託		全部委託		法令による実施義務 (該当欄を選択)	義務である ● 義務ではない	
事業期間	開始年度	合併前			終了年度	未定			

(Do) 事務事業の実施										
評価対象年度の事業の内容										
対象 (誰・何を)					内容 (手段、方法等)					
公共性の高い民間建築物の所有者					・対象建築物は、店舗、診療所、飲食店、理容・美容室など公共性の高い民間建築物(特定建築物)で、自動ドア、誘導ブロック、多目的トイレ、エレベーター、案内表示など(特定施設)の改修費用に対して助成を行う。 ・補助率は、2/3(県1/3、市1/3)。補助の限度額は、特定施設ごとに200万円、1特定建築物ごとに400万円を限度とする。					
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)										
事業の広報、周知を行い、建築物所有者のユニバーサルデザインに対する理解を深め、公共性の高い民間建築物のバリアフリー化を支援することにより、高齢者や障害者をはじめ、誰もが利用しやすい建築物の普及を図る。										
事業開始時点からこれまでの状況変化等										
平成8年から開始した事業であり、当初は病院や診療所の事業利用が多く年間5件の事業利用があった。その後、補助対象の建物用途(病院等)の制限、補助限度額の設定や対象工事が改修工事に限定されるなどの補助制度の変更や長引く社会経済の低迷などから、近年、事業利用者が減少しており、ここ数年の事業利用者は1年おきとなっている。バリアフリー化に対する市民意識は「県やさしいまちづくり条例」に基づく事前協議を行っていることから、徐々に高まってきているものの、まだ十分な状況ではない。										
コスト推移					24年度決算	25年度予算	26年度見込	27年度見込	28年度見込	
総事業費 (単位:円)					3,536,000	4,630,000	4,630,000	4,630,000	4,630,000	
事業費(直接経費) (単位:円)					2,906,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	
財源内訳	国県支出金				1,453,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	
	地方債				0	0	0	0	0	
	その他特定財源				0	0	0	0	0	
	一般財源				1,453,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	
人件費					24年度	25年度見込	26年度見込	27年度見込	28年度見込	
概算人件費(正規職員) (単位:円)					630,000	630,000	630,000	630,000	630,000	
正規職員従事者数 (単位:人)					0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	
臨時職員等従事者数 (単位:人)					0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
事業の活動量・実績の数値化	指標名				単位	24年度実績	25年度見込	26年度計画	27年度計画	28年度計画
	①	事業の相談、事前協議件数			件	2	3	3	3	3
	②									
	③									
<記述欄>※数値化できない場合										

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名		指標設定の考え方	単位	24年度実績	25年度見込	26年度計画	27年度計画	28年度計画
	①	ユニバーサルデザイン建築物整備推進事業実施件数	バリアフリー化された民間建築物の普及件数を指標として設定した。	件	1	1	1	1	1
	②								
	③								
〈記述欄〉※数値化できない場合									

(Check) 事務事業の自己評価					
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	A 結びつく B 一部結びつく C 結びつかない	A	(現状分析等) 本事業は、誰もが利用しやすい建築物を整備推進することから、市民ニーズは高く、事業の役割は重要であると判断され「安心で快適な住環境の形成」につながる仕組みとして実施する妥当性が高い。また、本来、整備義務のない小規模な建築物についても事業が活用できることから、市が主体となって取り組む事業であると判断できる。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	A 薄れていない B 少し薄れている C 薄れている	B	
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	A 妥当である B あまり妥当でない C 妥当でない	A	
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	A 順調である B あまり順調ではない C 順調ではない	B	(現状分析等) 利用状況の低迷の要因として事業者、建築関係業者の認知度が低いことが考えられることから、周知方法の改善や事業利用者にとって活用しやすい制度となるよう、県と協議が必要であると思われる。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	B	
実施方法の効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	A できない B 検討の余地あり C 可能である	A	(現状分析等) 他に類似事業はなく、事業の実施に必要なコストも1件当たり0.09人であり非常勤職員等による対応などの必要性はないと思われる。平成22年の事業仕分の中で、一部の委員から規模拡大の要望もあったが、一般財源の新たな負担にもつながることでもあり、ここ数年の活用実績から、現段階では受益者負担の観点からは妥当と判断する。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	A できない B 検討の余地あり C 可能である	A	
	③	【人件費の見直し】 非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費の削減は可能ですか	A できない B 検討の余地あり C 可能である	A	
	④	【受益者負担の適正化】 受益者負担に見直しの余地はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	A	

(Action) 事務事業の方向性と改革改善	
今後の方向性 (該当欄を選択)	不要(廃止) 民間実施 市による(民間委託の拡大・市民等との協働等) ● 市による実施(要改善) 市による実施(現行どおり) 市による実施(規模拡充)
改革改善内容	(今後の方向性の理由) 本事業の利用状況が低迷していることから、利用促進を図るための対策が必要である。
今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果 今後の取り組みとしては、市民や建築関係団体に対し、市報、ホームページ、FMやつしろ、研修会や講習会等を通じPRを増やすとともに、事業者への周知方法として、商工会議所等へのPR(窓口におけるチラシ配布など)を行い、事業の利用促進を図りたい。	

改革改善による期待成果			
	コスト		
	削減	維持	増加
成果	向上	●	
	維持		
	低下		

外部評価の実施	有：外部評価(市民事業仕分け)	実施年度	平成22年度
決算審査特別委員会における意見等	(委員からの意見等) 特になし		

No	327	事務事業評価票	所管部長等名	建設部長 船藏 満彦
			所管課・係名	建築指導課 指導係
			課長名	羽多野 俊光

評価対象年度	平成 24 年度
--------	----------

(Plan) 事務事業の計画

事務事業名	建築行政事業		会計区分		一般会計			
			款項目コード(款-項-目)	07	—	01	—	02
			事業コード(大-中-小)	03	—	12	—	01
施策の体系 (八代市総合計画における位置づけ)	基本目標(章)	第3章 安全で快適に暮らせるまち						
	施策の大綱(節)【政策】	うるおいのある快適なまちづくり						
	施策の展開(項)【施策】	安心で快適な住環境の形成						
	具体的な施策と内容	住環境の整備						
事務事業の目的	建築行政を実施する自治体として、建築基準法をはじめ関係法令等に基づき、建築物の許認可、確認、検査、指導等を行い、安全で快適なまちづくりを推進することを目的とする。							
事務事業の概要 (全体事業の内容)	合併前の平成13年度から、建築行政を実施する自治体として、特定行政庁の権限で建築許認可、建築に関する指導等を行い、建築主事の権限で建築確認・検査を行っている。その他、建築物関連の「バリアフリー法」、「耐震改修促進法」及び「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」及び「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく認定事務を行っている。また、県からの移譲事務として「熊本県やさしいまちづくり条例」に基づく事前協議、「熊本県建築物環境配慮制度」に基づく審査、建築主事を置く市町村として、循環型社会を目指した「建設リサイクル法」、燃料資源の有効利用、使用の合理化を進めるための「省エネ法」に基づく届出に対する審査等も行っている。							
根拠法令、要綱等	建築基準法、バリアフリー法、耐震改修促進法、長期優良住宅普及促進法、省エネルギー法、建設リサイクル法他							
実施手法 (該当欄を選択)	● 全部直営	一部委託	全部委託	法令による実施義務 (該当欄を選択)	● 義務である 義務ではない			
事業期間	開始年度	合併前		終了年度	未定			

(Do) 事務事業の実施

評価対象年度の事業の内容	
対象 (誰・何を)	内容 (手段、方法等)
建築主、設計者、許認可申請者、事業者、建物所有者(公共・民間)等	<ul style="list-style-type: none"> 建築確認、完了検査 建築許可、認可等 「バリアフリー法」、「耐震改修促進法」、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく認定 「熊本県やさしいまちづくり条例」に基づく事前協議事務 「熊本県建築物環境配慮制度」に基づく審査 「建設リサイクル法」、「省エネ法」に基づく届出の審査 「八代市違反建築物取扱要項」に基づく指導 その他、防災週間、違反建築防止週間における建築物の立入指導等
成果目標 (どのような効果をもたらしたいのか)	
建築基準法第4条第2項に基づき、建築主事を置いて、特定行政庁として建築行政を実施することにより、市民に身近な立場で、地域の特色を生かしたまちづくりの推進や建築主に対する事務処理の迅速化につなげることにより、地域環境の保全と共に住民サービスの向上を図る。	
事業開始時点からこれまでの状況変化等	
建築確認事務、完了検査事務、建築許認可事務が市の審査のみで実施されることにより申請者等の時間的負担が軽減され、違反建築物等に対する速やかなる正指導が行われることにより地域環境の保全が図られている。	

コスト推移		24年度決算	25年度予算	26年度見込	27年度見込	28年度見込		
総事業費 (単位:円)		60,344,997	62,370,000	65,975,000	65,975,000	65,975,000		
事業費(直接経費) (単位:円)		2,034,997	5,250,000	5,355,000	5,355,000	5,355,000		
財源内訳	国県支出金	950,550	914,000	975,000	975,000	975,000		
	地方債	0	0	0	0	0		
	その他特定財源	7,437,900	10,797,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000		
	一般財源	-6,353,453	-6,461,000	-6,620,000	-6,620,000	-6,620,000		
人件費		24年度	25年度見込	26年度見込	27年度見込	28年度見込		
概算人件費(正規職員) (単位:円)		58,310,000	57,120,000	60,620,000	60,620,000	60,620,000		
正規職員従事者数 (単位:人)		8.33	8.16	8.66	8.66	8.66		
臨時職員等従事者数 (単位:人)		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
事業の活動量・実績の数値化	指標名		単位	24年度実績	25年度見込	26年度計画	27年度計画	28年度計画
	①	建築確認審査件数	件	146	130	138	138	138
	②	指定確認検査機関審査件数	件	459	400	430	430	430
	③							
		〈記述欄〉※数値化できない場合						

もたらそうとする効果・成果の数値化	指標名		指標設定の考え方	単位	24年度実績	25年度見込	26年度計画	27年度計画	28年度計画
	①	完了検査率	熊本県建築物安全安心マネジメント計画に基づき、建築基準法に適合する建築物の適法性を確保することで、住環境の安全安心を目指す。	%	94.5	100	100	100	100
	②	指定確認件検査機関完了検査率	熊本県建築物安全安心マネジメント計画に基づき、建築基準法に適合する建築物の適法性を確保することで、住環境の安全安心を目指す。	%	88.6	100	100	100	100
	③								
〈記述欄〉※数値化できない場合									

(Check) 事務事業の自己評価					
事業実施の妥当性	①	【計画上の位置付け】 事業の目的が上位政策・施策に結びつきますか	A 結びつく B 一部結びつく C 結びつかない	A	(現状分析等) 建築行政は、地域の実情に応じたきめの細かい行政が要求されるため、建築物と密接な関係のある市町村がその執行にあたるのが望ましいとされている。本市は県下第2の都市であり、建築基準法第4条第2項に基づき、平成6年度から限定特定行政庁として、平成13年度からは一般特定行政庁として、建築確認、完了検査、建築許可、違反建築物の指導等の建築行政全般の事務を行っている。地域に根ざした迅速で効率的な行政ニーズに対応するためには市が事業主体であることは妥当である。
	②	【市民ニーズ等の状況】 市民ニーズや社会状況の変化により、事業の役割が薄れていませんか	A 薄れていない B 少し薄れている C 薄れている	A	
	③	【市が関与する必要性】 市が事業主体であることは妥当ですか(国・県・民間と競合していませんか)	A 妥当である B あまり妥当でない C 妥当でない	A	
活動内容の有効性	①	【事業の達成状況】 成果目標の達成状況は順調に推移していますか	A 順調である B あまり順調ではない C 順調ではない	B	(現状分析等) 建築基準法に適合する建築物の適法性を確保するためには完了検査率を向上させる必要がある。随時、督促を実施し、完了検査率の向上を目指す。
	②	【事業内容の見直し】 成果を向上させるため、事業内容を見直す余地はありますか	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	B	
実施方法の効率性	①	【民間委託等】 民間委託、指定管理者制度の導入などにより、成果を下げずにコストを削減することは可能ですか	A できない B 検討の余地あり C 可能である	A	(現状分析等) 建築確認、建築許認可に必要な手数料については、これまでも県下の特定行政庁である県、熊本市、天草市と協議し、見直しにより引上げを実施しており、適正な受益者負担を確保するため、今後も、県下の特定行政庁と手数料の見直しを適宜行っていく。
	②	【他事業との統合・連携】 目的や形態が類似・関連する事業との統合・連携によりコストの削減は可能ですか	A できない B 検討の余地あり C 可能である	A	
	③	【人件費の見直し】 非常勤職員等による対応その他の方法により、人件費の削減は可能ですか	A できない B 検討の余地あり C 可能である	A	
	④	【受益者負担の適正化】 受益者負担に見直しの余地はありますか(引上げ・引下げ・新たな負担・廃止)	A 見直しの余地はない B 検討の余地あり C 見直すべき	B	

(Action) 事務事業の方向性と改革改善	
今後の方向性 (該当欄を選択)	<p>不要(廃止)</p> <p>民間実施</p> <p>市による(民間委託の拡大・市民等との協働等)</p> <p>市による実施(要改善)</p> <p>● 市による実施(現行どおり)</p> <p>市による実施(規模拡充)</p> <p>(今後の方向性の理由) 今後も、建築基準法第4条第2項に基づく特定行政庁として、建築行政事務を推進し、地域のためのまちづくりを展開するとともに、建築主等の建築に係る諸手続きの利便性の向上等住民サービスの向上に努める。</p>
改革改善内容	<p>今後の改革改善の取組と、もたらそうとする効果</p> <p>受益者負担の適正化の観点から、随時、手数料等の見直しについては、県下の特定行政庁と協議を進めていくこととしたい。</p>

改革改善による期待成果			
	コスト		
	削減	維持	増加
成果	向上	●	
	維持		
	低下		

外部評価の実施	実施年度
決算審査特別委員会における意見等	(委員からの意見等) 特になし